

平成30年1月17日

公益社団法人 静岡県建築士会  
理 事 会 様

平成30・31年度会長候補選考委員会  
委員長 鈴木 純哉

平成30・31年度会長候補選考委員会の選考結果について

平成29年7月19日に開催された平成29年度第3回理事会において設置された本委員会の審議の状況と選考結果について、下記のとおり報告いたします。

#### 記

#### 1. 第1回委員会の開催

平成29年9月29日に第1回委員会を開催し、正副委員長を互選により選出した。委員長に 鈴木純哉 委員(西部・浜松地区)、副委員長に 小林武司 委員(東部・富士地区)を決定すると共に、正会員に対し会長候補者の推薦に関する公告を行なうことを決定した。

さらに、会長候補選考は建築士会にとって最重要事項の一つであることから、その選考に当たっては会長候補選考委員会規程第7条2項の規定に基づき、新候補者の推薦があった場合は、文章により現状認識や抱負等について回答を求め、2期目候補者の推薦があった場合は、委員会が当該候補者のこれまでの取り組み状況等を考察し報告としてまとめ、平成30年1月17日(水)開催の理事会で委員長が報告することとした。

#### ○会長候補者の推薦に関する公告

正会員に対し会長として相応しい候補者の推薦を依頼するに当たり、その資格要件を示すと共に、推薦の締め切り日を平成29年11月2日とする公告を「建築静岡」10月号に挿み込み、10月5日に発送した。

#### 2. 会長候補者の推薦

公告の結果、西部ブロック長から平成29年10月19日付けで、西部ブロック浜松地区の飯尾清三氏(現副会長)の推薦があった。(別添1)

### 3. 第2回委員会の開催

会長候補者の推薦を受け、第2回委員会を平成29年11月7日に開催し、当該候補者の資格要件等について審議した。

#### (1) 資格要件

静岡県建築士会役員を選出に関する規則

ア. 第2条(役員資格)

- ① 人格見識とも優れ、本会活動に貢献し、かつ本会活動に寄与し得る者
- ② 広域的な視野で、公平、公正さを基に、熱意や見識、指導力を合わせ持つ者
- ③ 本会活動に対し、常に実質的に活動しうる立場にある者

イ. 同条第2項(会長候補者の在籍)

- ① 本会の正会員として15年以上在籍している者

ウ. 第3条第2項(会長候補者の推薦)

いずれかの要件を具備

- ① 正会員50名以上の推薦
- ② 自らが所属するブロック協議会の推薦

エ. 第5条(理事候補者の任期の制限)

会長を2期4年務めた者は、原則として、会長候補者になることができない。但し、3期6年を限度とすることができる。

#### <資格要件の確認>

ア. 役員を選出に関する規則第2条(役員資格)

飯尾清三氏は、本会常務理事(西部ブロック長)を平成22年～25年の2期4年、副会長を平成26年～現在まで2期4年と歴任されており、各改選時点において、役員資格を満たしていることが確認されている。

イ. 同条第2項(会長候補者の在籍)

入会は、昭和63年6月(在籍年数29年)であり、在籍年数は満たしている。

ウ. 同第3条第2項(会長候補者の推薦)

自らが所属するブロック協議会の推薦があった。

エ. 同第5条(理事候補者の任期の制限)

新規候補者であり、任期制限には抵触していない。

以上により、資格条件を満たしていることを確認した。

(2) 会長候補選考委員会規程第7条2項の対応

会長候補選考委員会は、会長候補者に意見書の提出を求めた。

4 委員会審議の結果

本委員会は、飯尾清三氏が会長候補者として資格要件を満たしていることを確認するとともに、提出された意見書について検討を行った。

この結果、本会が公益法人として継続的に事業を展開し、更なる発展を期するためには、新会長のリーダーシップの下、会員が一致団結・協力することが求められているとの認識を共有するものであり、委員全員から推薦に対する賛同が得られたことから、飯尾清三氏を会長候補者として選考することを確認した。

以上の結論を持って、理事会に報告いたします。